

下諏訪町公告第17号

公募型プロポーザルの実施について

下諏訪町が実施する歴史文化の振興及び産業活性化業務公募型プロポーザルについて、次のとおり公告します。

令和8年5月7日

下諏訪町長 宮坂 徹

1 プロポーザル対象業務

業務名	歴史文化の振興及び産業活性化業務
業務場所	下諏訪町庁舎（産業振興課）、mee mee center Sumeba、旧矢崎商店
契約期間	契約締結日から令和11年3月31日（土）まで
業務内容	(1) 旧矢崎商店運営計画の立案 (2) 町の歴史文化に係る魅力発信業務 (3) 移住促進業務 (4) 創業支援業務 (5) 交付金終了後の自立運営計画の立案 (6) 官民連携の推進方針の立案

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

参加資格	(1) 団体であること（法人格の有無は問いません）。 (2) 下諏訪町の指名停止の期間中でないこと。 (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。 (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。 (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと。 (6) 銀行取引停止をされていないこと。 (7) 国税、地方税、町の使用料及び手数料を滞納していないこと。 (8) 暴力団等の反社会勢力に該当しないこと。 (9) 当該業務の達成及び事業計画の遂行に必要な組織、人員を有していること。 (10) 地域活性化・移住定住・観光・宿泊・まちづくり等の分野における業務実績を有すること。 (11) 施設の本格運営開始までに、旅館業法に基づく営業許可の取得が見込まれること。 (12) 歴史的建造物・文化財施設の運営又は活用に関する知識・経験を有することが望ましい。
------	---

3 プロポーザル日程

質問受付 期限	令和8年5月21日(木)午後4時30分締切 ・「質問書(様式5)」をPDFファイルにより電子メールで送信すること。
質問に対する 回答期限	令和8年5月28日(木) ・質問に対する回答は町公式ホームページで公開する。 URL https://www.town.shimosuwa.lg.jp/www/index.html

参加申請書の 受付期限	令和8年6月1日(月)午後4時30分締切 ・提出書類は、参加申請書(様式1)、事業者概要書(様式2)、業務実績調書(様式3)、誓約書(様式4)とし、PDFファイルにより電子メールで送信すること。
参加資格審査 結果通知	令和8年6月3日(水) ・審査の結果は、参加申請者へ電子メールで送信する。
提案書及び 見積書の 提出期限	令和8年6月5日(金)午後4時30分締切 ・提出書類は、提案書(任意様式)、見積書(任意様式)とする。 ・提案書(任意様式)は、紙媒体6部及び電子データによること。 ・見積書(任意様式)は、電子データによること。 ・紙媒体の提出書類は、郵送(書留郵便に限る)又は持参(開庁日の午前8時30分から午後4時30分まで)により下諏訪町産業振興課移住定住促進室へ到達のこと。 ・電子データの提出書類は、PDFファイルにより電子メールで送信するか、データCDの郵送(書留郵便に限る)又は持参(開庁日の午前8時30分から午後4時30分まで)により到達のこと。
プレゼンテー ション審査	令和8年6月15日(月) ・プレゼンテーションは、提案書(任意様式)が提出された順に行い、開始時間については別途参加申請者に通知する。 ・プレゼンテーションに出席する参加申請者は、4名以内とする。 ・プレゼンテーション審査は、参加申請者が1者であっても実施する。 ・プレゼンテーション審査の経過に関する質問には回答しない。
業務委託 候補者選定 結果通知	令和8年6月17日(水) ・選定の結果は、プレゼンテーション参加者へ文書等により通知する。

その他

その他	詳細は、別紙「歴史文化の振興及び産業活性化業務公募型プロポーザル実施要領」及び「歴史文化の振興及び産業活性化業務仕様書」による。
担当課	下諏訪町 産業振興課移住定住促進室 電話：0266-27-1111(代表)